

会社分割に関する事後備置書類

2021 年 3 月 1 日

株式会社ポプラ
株式会社ローソン

吸収分割に関する事後開示書類

2021 年 3 月 1 日

広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番地の 1

株式会社ポプラ

代表取締役社長 目黒 俊治

東京都品川区大崎一丁目 11 番地 2 号

株式会社ローソン

代表取締役 竹増貞信

株式会社ポプラ(以下「分割会社」といいます)と株式会社ローソン(以下「承継会社」といいます)は、2020 年 9 月 11 日付で締結した吸収分割契約書に基づき、本日を効力発生日として、分割会社が、同契約書に記載の事業に関して有する権利義務を、承継会社に承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます)を行いました。本吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条各号に定める事項は、以下のとおりです。なお、本件分割は、分割会社においては会社法第 784 条第 2 項に定める簡易分割となり、承継会社においては会社法第 796 条第 2 項に定める簡易分割となります。

1. 本吸収分割が効力を生じた日(会社法施行規則第 189 条第 1 号)
2021 年 3 月 1 日
2. 分割会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条、及び第 789 条の規定による手続の経過(会社法施行規則第 189 条第 2 号)
 - (1) 会社法第 784 条の 2(株主による吸収分割の差止請求)の規定による手続の経過について
本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。
 - (2) 会社法第 785 条(反対株主の株式買取請求)の規定による手続の経過について
本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。
 - (3) 会社法第 787 条(新株予約権買取請求手続)の規定による手続の経過について
分割会社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の異議）

分割会社は 2021 年 1 月 15 日付官報及び同日付で開始した電子公告において、同社の債権者に対し、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項に定める公告を行いました。が、同条第 1 項第 2 号の規定に基づき異議申述を行った債権者はおりませんでした。

3. 承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条の規定及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2（株主による吸収分割の差止請求）の規定による手続の経過について

本吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過について

本吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続の経過について

承継会社は、2021 年 1 月 15 日付官報及び同日付で開始した電子公告において、同社の債権者に対し、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項に定める公告を行いました。が、同条第 1 項第 2 号の規定に基づき異議申述を行った債権者はおりませんでした。

4. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、効力発生日である 2021 年 3 月 1 日をもって、吸収分割契約の定めに従い、分割会社が本件事業に関して有する権利義務を承継いたしました。本吸収分割に伴い、承継会社が分割会社から承継した資産の額は 684,656 千円、負債の額は 23,395 千円です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2021 年 3 月 1 日（予定）

6. その他重要な事項

該当事項はありません。

以上